第４　特定監理団体の認定

１　（略）

２　（略）

⑴　過去５年間に監理団体として２年以上適正に造船分野技能実習を監理した実績があること。

⑵　過去５年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為（技能実習第１号イの項の下欄第18号に掲げる不正行為、技能実習第１号ロの項の下欄第16号に掲げる不正行為及び別表第２に掲げる不正行為をいう。以下同じ。）を行ったことがないこと。

⑶　過去５年間に技能実習法第36条第１項の規定による改善命令及び同法第37条第１項の規定による許可の取消し（以下「監理許可の取消し等」という。）を受けていないこと。

⑷　入管法第73条の３の規定又は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成29年政令第136号。以下「施行令」という。）第１条第１号、第２号、第５号若しくは第６号に掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していること。

⑸・⑹　（略）

⑺　法人であって、その役員等のうちに⑹に該当する者がないこと。

⑻～⑾　（略）

⑿　外国人造船就労者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の造船特定活動に関連して、送出し機関（外国人造船就労者になろうとする者の外国における準備に関与する外国の機関をいう。以下同じ。）、特定監理団体又は受入造船企業となろうとする者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等が締結されないこと。

⒀　（略）

第５　受入造船企業及び企業単独型受入造船企業並びに適正監理計画及び企業単独型適正監理計画

１　（略）

⑴　（略）

⑵　（略）

①　修了した造船分野技能実習の区分、職種及び作業の名称

②～⑤　（略）

⑥　帰国期間

⑦・⑧　（略）

⑶～⑾　（略）

⑿　送出し機関に関する事項

⒀　（略）

第４　特定監理団体の認定

１　（略）

２　（略）

⑴　過去５年間に監理団体として２年以上適正に造船分野技能実習を監理した実績（平成22年６月30日以前に別表第１に掲げる職種及び作業に係る研修の監理を行った実績を有する場合は、当該監理を行った期間を含む。）があること。

⑵　過去５年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為（基準省令の表の法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄第１号イに掲げる活動の項（以下「技能実習第１号イの項」という。）の下欄第18号に掲げる不正行為、法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄第１号ロに掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる不正行為、法別表第１の４の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第10号に掲げる不正行為、研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成19年改訂）に規定する不正行為並びに別表第２に掲げる不正行為をいう。以下同じ。）を行ったことがないこと。

（新設）

⑶　技能実習第１号イの項の下欄第21号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していること。

⑷・⑸　（略）

⑹　法人であって、その役員等のうちに⑸に該当する者がないこと。

⑺～⑽　（略）

⑾　外国人造船就労者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の造船特定活動に関連して、送出し機関、特定監理団体又は受入造船企業となろうとする者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等が締結されないこと。

⑿　（略）

第５　受入造船企業及び企業単独型受入造船企業並びに適正監理計画及び企業単独型適正監理計画

１　（略）

⑴　（略）

⑵　（略）

①　修了した造船分野技能実習の職種及び作業の名称

②～⑤　（略）

（新設）

⑥・⑦　（略）

⑶～⑾　（略）

⑿　外国の送出し機関に関する事項

⒀　（略）